

美術工芸部会慶弔規程

第 1 条

1. 会員死亡の場合は、香料 10.000 円と生花もしくは供物を贈り弔意を表す。
2. 会員が二週間程度以上の入院又は火災その他不慮の災害を被った場合は、役員会がその都度勘考して適宜見舞する。
3. 元会員が死亡の場合は、弔電を贈り弔意を表す。

第 2 条

退職の場合は、下記のとおり送別の意を表す。

1. 部会長には、会員の色紙等の作品を贈る。（元会員は、2に準ずる）
2. 会員には、役員会がその都度協議して記念品を決めて贈る。

本規程は、平成 3 年 6 月 2 5 日より実施する。
平成 2 9 年 5 月 2 6 日一部改訂する。